

# 労働基準広報 No.2243 2026 7/1

## CONTENTS

《差戻審》  
判例解説 定年前後における基本給と賞与の相違にかかる不合理性 — 7  
「名古屋自動車学校事件(差戻審)」(名古屋高裁 令和8年2月26日判決)

### 性質と目的を検討した上で性質の 同質性を理由に一部不合理と判断

(弁護士・高橋和征 (弁護士法人 矢吹法律事務所))

●企業税務講座 ————— 20

第142回 通勤手当の非課税限度額の改正

**ガソリン高騰等を踏まえて  
非課税限度額を上げなど**

(弁護士・橋森正樹)

●PICK UP! 厚生労働 ————— 28

**【職業能力検定】**

新たに4職種を認定し授与式を開催

**「産業カウンセラー」や「電子回路営業」  
など4職種の検定を今年度中に実施**

(編集部)

●弁護士 & 元監督官がズバリ解決!  
～労働問題の「今」～ ————— 32

〈第142回〉業務能力不足を理由とする解雇  
～アマゾンジャパン事件(東京地判令7.11.6)～

**能力不足を理由とする解雇では改善の  
機会の付与等の解雇回避努力が必要に**

(弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子)

●NEWS ————— 1

◆ 政府「労働市場改革分科会」が議論をとりま  
とめ/労働時間法制は夏以降の労政審で議論

◆ 第57回 労働政策審議会(本審)/働き方改  
革の総点検や日本成長戦略会議等を報告

ほか

●ハラスメント防止措置Q & A① ————— 43

**商品未購入で契約関係未発生者からの  
言動も3要素を満たせばカスハラに**

(編集部)

●わたしの監督雑感 ————— 26

岐阜・恵那労働基準監督署長 安藤富士子

●本誌読者アンケート ————— 47

●労働スクランブル 第515回 (飯田康夫) ——— 48

●編集室 ————— 56

**アンケートへのご協力をお願い致します(47ページ)**

### 労務相談室

回答者

休業・休職 [休職発令前不就業期間に年休取得日も含める] 問題は	50	弁護士・平田健二
雇用保険法 [取締役就任後も同様の業務] 雇用保険の取り扱いは	52	特定社労士・藤岡衣里子
労働基準法 [裁量労働制を適用している社員] 就業場所の裁量もあるか	54	弁護士・平井彩

【職業能力検定】

新たに4職種を認定し授与式を開催

「産業カウンセラー」や「電子回路営業」  
など4職種の検定を今年度中に実施

令和8年4月24日、厚生労働省は、【職業能力検定】として新たに認定した「産業カウンセラー」、「電子回路営業」、「野菜・果実マイスター」、「化粧パネル工事」の4職種について、これらの検定実施機関を対象とした認定証の授与式を開催し、同省の宮本悦子人材開発統括官が、認定証を検定実施機関の代表者に授与した（写真）。

各検定実施機関では、今年度中に初回の検定を実施する予定で、早いものは、この7月から開始される。



左から一般社団法人全国建設室内工事業協会の伊東会長、株式会社伊藤園の平井キャリア開発部長。中央が厚生労働省の宮本悦子人材開発統括官。その左から一般社団法人日本産業カウンセラー協会の田中会長、一般社団法人日本電子回路工業会の佐々木JPCA資格普及委員会委員長。

【職業能力検定】は厚生労働大臣が奨励すべき検定として認定

【職業能力検定】には、【団体等検定】と【認定社内検定】があり、いずれも国家資格ではないが、職業能力開発促進法に基づき、事業主や事業主団体などが実施する検定のうち、労働者などの技能向上や職業上の地位向上に役立つことを目的とし、一定の基準を満たし、技能振興上の観点から奨励すべきものについて、厚生労働大臣が職業能力開発促進法施行規則に基づき認定する制度となっている。

【認定社内検定】は、個々の企業や団体が、そこで働く労働者を対象に実施する検

定のうち、一定の基準を満たすものであるが、【団体等検定】では、雇用する労働者以外の者（求職者、学生、フリーランス等）も受検対象者となる。

認定を受けた検定は、「厚生労働省認定」と表示することができるほか、専用ロゴマークを使用することができる。

また、別途指定基準を満たせば、検定の合格を目指す講座が雇用保険給付の「教育訓練給付金」の対象講座になる。

「野菜・果実マイスター」、「化粧パネル工事」は【認定社内検定】

同省人材開発統括官室にて開催された授与式では、令和8年3月31日に上野賢一郎

厚生労働大臣が、【団体等検定】として認定した「一般社団法人日本産業カウンセラー協会団体検定」と「電子回路営業職業能力検定」、並びに【認定社内検定】として認定した「伊藤園 野菜・果実マイスター社内検定」と「全室協化粧パネル工事社内検定」の検定実施機関の代表者に、同省の宮本悦子人材開発統括官が認定証を授与した。

今回の認定によって、【団体等検定】は6団体・6職種、【認定社内検定】は43事業主等・113職種となった（いずれも令和8年3月31日現在）。

各検定実施機関では、令和8年度中に初回の検定を行うが、この夏（7月）にも実施する検定もある。その概要は以下のとおりとなっている。詳細については、各検定実施機関のHP等を参照されたい。

一般社団法人日本産業カウンセラー協会団体検定

《検定実施機関》  
一般社団法人日本産業カウンセラー協会

産業カウンセラーは、働く人々が抱える仕事やキャリア、人間関係、メンタルヘルスの問題をサポートする専門家です。

【検定日程】  
2026年度7月 産業カウンセラー試験2級（出願期間終了）

- ・ 学科試験：2026年7月12日（日）
- ・ 実技試験：2026年7月25日（土）・26日（日）
- 2026年度1月 産業カウンセラー試験2級
- ・ 学科試験：2027年1月24日（日）

- ・ 実技試験：2027年1月30日（土）・31日（日）、\*予備日：2月6日（土）・7日（日）

2026年度 産業カウンセラー試験1級

- ・ 学科試験：2026年12月5日（土）
- ・ 実技試験：2027年2月20日（土）・21日（日）

【HP】 <https://www.counselor.or.jp/>

◆ 「一般社団法人日本産業カウンセラー協会団体検定」の様子



電子回路営業職業能力検定

《検定実施機関》  
一般社団法人日本電子回路工業会

【検定概要】

電子回路製造業に従事する方の社会的・経済的地位の向上と、営業担当者の知識・技能レベルの客観的な評価を目的とした検